

令和 7 年度 市民税・県民税 申告の手引

(令和6年1月1日から令和6年12月31日までの所得及び控除)

提出期限：令和7年3月17日(月)

申告は郵送をお願いします

申告会場は大変混み合い、長時間お待ちいただく場合があります。

できるだけ郵送による申告をお願いします。

郵送申告をする方で、受付書(申告書上部)の返送が必要な方は、返信用封筒(宛名記載、110円切手貼付)を同封してください。

待ち時間のない
郵送申告が便利
だゾウ!



新座市イメージキャラクター
ゾウキリン

目次

	ページ		ページ
市民税・県民税申告の要否について	1	申告書に添付・提示する書類(チェックシート)	10
パソコン・スマホで所得税の確定申告を始めてみませんか?	1	納税通知書の送付時期	11
申告書の書き方Ⅰ(表面)	2	税金計算のあらまし	11
申告書の書き方Ⅱ(裏面)	6	申告書提出の要否判定フローチャート	12
申告書の書き方Ⅲ ー収入がなかった方ー(裏面)	6		

市民税・県民税申告の要否について

詳細は、「申告書提出の要否判定フローチャート(12ページ)」をご覧ください。

市民税・県民税申告書を提出する必要がある方

令和7年1月1日現在、新座市に住所がある方と新座市に居住していると認められる方で、次の①から③までのいずれかに該当する場合は市民税・県民税の申告が必要です。

- ① 確定申告が不要で、営業、農業、不動産、譲渡、一時、雑所得などの所得がある方
- ② 給与や年金で申告した控除額(扶養、生命保険料、社会保険料、障がい者控除など)に追加、変更がある方
- ③ 収入のない方(遺族年金・障がい年金などの非課税収入のみの方を含む。)で、市内に居住する親族の確定申告書や市民税・県民税申告書、源泉徴収票に、控除対象配偶者や扶養親族として記載されていない方

市民税・県民税申告書を提出する必要がない方

- ① 税務署へ令和6年分の所得税の確定申告書を提出する方 ※確定申告は、電子申告(e-Tax)が便利です。
- ② 給与や公的年金の支払者から源泉徴収票の交付を受けた方で、支払者から新座市に支払報告書が提出され、他に所得がない方(給与支払報告書の提出の有無は勤務先に確認してください。)
- ③ 収入がない方で、市内に居住する親族の確定申告書や市民税・県民税申告書、源泉徴収票に、控除対象配偶者や扶養親族として記載されている方
- ④ 事業専従者の方で、専従者控除の対象者として、事業主の確定申告書や市民税・県民税申告書に記載されている方

パソコン・スマホで所得税の確定申告を始めてみませんか?

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、パソコンやスマートフォンから24時間いつでも所得税の確定申告書の作成ができます。作成した申告書はそのまま送信できますので、混雑した確定申告会場に行かずに済みます。また、書面提出するより早く還付金が受け取れます。

年末調整済みで医療費控除やふるさと納税などの寄附金控除の申告をする方のほか、年末調整が済んでいない方、2か所以上の給与収入がある方、年金収入や副業等の雑所得がある方など、多くの方が、便利な電子申告をご利用いただけます。

国税庁 確定申告

Q 検索



【問合せ】 新座市財政部課税課(本庁舎2階) ☎048-423-9200

申告書の書き方Ⅰ（表面）

下記の例を参考に、所得から差し引かれる金額等を記入してください。必要書類については10ページをご覧ください。

令和7年度 市民税・県民税申告書

(申告先)新座市長



提出年月日
7年3月14日

令和7年1月1日現在の住所

新座市

野火止1-1-1

現住所 ☒ 同上

フリガナ

ニイザ タロウ

氏名

新座 太郎

生年月日

明・大
昭・平
令・西暦

50年

1月

8日

世帯主の氏名(続柄)

新座太郎 (本人)

業種又は職業

会社員

電話番号

048-477-1111

個人番号
(マイナンバー)

9999999999999999

1 所得から差し引かれる金額に関する事項

社会保険の種類	支払った保険料	★は源泉徴収票に入っていないものを記入してください。 ●の控除は書類の添付又は提示が必要です。
⑬ 社会保険料控除		
源泉徴収票の社会保険料	A 200,000 円	
★国民健康保険	B 58,000 円	
★国民年金●	C 162,960 円	
★介護保険	D 円	
★後期高齢者医療保険	E 円	
★その他	F 円	
合計 (A+B+C+D+E+F)	103 420,960 円	

⑭ ★小規模企業共済等掛金控除●	104 円
⑮ 生命保険料控除●	
新生命保険料の計	142 7,500 円
旧生命保険料の計	106 27,000 円
新個人年金保険料の計	144 円
旧個人年金保険料の計	107 円
介護医療保険料の計	143 2,100 円
⑯ 地震保険料控除●	
地震保険料の計	130 15,000 円
旧長期損害保険料の計	円

⑰ 寡婦控除	⑱ 勤労学生控除●
□死別 □生死不明	□ひとり親 (学校名)
□離婚 □未帰還	控除

⑳ 障がい者控除●	氏名 新座 花子	障がいの程度 2級	認定書 ☐ 特障 ☐ 障
本人又は㉑～㉒に記載した方のみ対象	個人番号 8888888888888888	障がいの程度 身・精	認定書 ☐ 特障 ☐ 障

㉑～㉒ 配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者	氏名 新座 花子	生年月日 明・大 昭・平 52・2・1	☒ 同居 ☐ 別居(裏面「12」へ)
	個人番号 8888888888888888	配偶者の合計所得金額 0 円	☐ 同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く)

㉓ 扶養控除	氏名 新座 一郎	生年月日 明・大 昭・平 12・1・2	続柄 子
平21.1.1以前生まれ	個人番号 7777777777777777	※ ☐ 同居 ☒ 別居(裏面「12」へ)	
	氏名	生年月日	明・大 昭・平
	個人番号	※ ☐ 同居 ☐ 別居(裏面「12」へ)	
	氏名	生年月日	明・大 昭・平
	個人番号	※ ☐ 同居 ☐ 別居(裏面「12」へ)	

㉔ 16歳未満の扶養親族(控除対象外)	氏名 新座 一花	生年月日 平・令 22・5・1	続柄 子
平21.1.2以後生まれ	個人番号 6666666666666666	※ ☒ 同居 ☐ 別居(裏面「12」へ)	
	氏名	生年月日	平・令
	個人番号		
	氏名	生年月日	平・令
	個人番号		

2 給与・公的年金等に係る所得以外の市民税・県民税の納税方法

- ☐ 給与から差し引き(特別徴収)
☐ 自分で納付(普通徴収)

主たる給与及び公的年金などに係る所得(令和7年4月1日において65歳未満の方は主たる給与に係る所得)以外の所得がある方は、その市民税・県民税の納税方法について、①給与から差し引き(特別徴収)又は②自分で納付(普通徴収)のいずれかを選択してチェックしてください。チェックのないものは、原則として給与から差し引き(特別徴収)となります。

金額等	公的年金等	キ	13		
	業務	ク			
	その他	ケ			
所得金額	短期	コ	18		
	長期(1/2前)	サ	19		
	一時(1/2前)	シ	21		
所得金額	営業業	①	1		
	農業	②	2		
	不動産	③	4		
	利子	④	5		
	配当	⑤	6,753.54		
	給与	⑥			
	公的年金等	⑦			
	業務	⑧			
	その他	⑨	15		
	合計	⑩			
	総合議渡・一時	⑪			
	合計	⑫			
所得	社会保険料控除	⑬	103		
	小規模企業共済等掛金控除	⑭	104		
	生命保険料控除	⑮			

㉕ 扶養控除
㉔ 16歳未満の扶養親族
年齢により記載欄が異なります。
また、別居の場合は裏面「12 別居の扶養親族等に関する事項」も記入してください。

㉖ 雑損控除●	損害の原因	損害年月日
	損害金額	保険金などで補填される金額
	円	円
㉗ 医療費控除●	支払った医療費等	保険金などで補填される金額
	500,000 円	100,000 円
		☒ 通常の医療費控除 ☐ セルフメディケーション税制

㉘ 医療費控除
医療費控除を申告する場合は、医療費控除の明細書も併せて提出してください(領収書のための添付又は提示は受付不可)。

1 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑬～⑯及び⑳～㉔は令和6年中に支払ったものが対象です。
⑰～㉔は令和6年12月31日の現況で判断します。

控除項目		内 容 / 申 告 方 法													
⑬社会保険料控除		あなたや生計を一にする配偶者などの親族が負担すべき社会保険料（国民健康保険料（税）、国民年金保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料など）をあなたが支払った場合に、支払った金額が控除されます。 源泉徴収票に記載のある社会保険料はAに、その他納付書等で納めた場合などは社会保険料の種類ごとに支払保険料の金額を記入してください。 ※生計を一にする配偶者などの親族が受け取る年金から差し引かれている後期高齢者医療保険料や介護保険料は、あなたの控除の対象にはなりません。なお、あなたが口座振替によりその保険料を支払った場合は、あなたの控除の対象になります。													
⑭小規模企業共済等掛金控除		小規模企業共済法に基づく掛金や、確定拠出年金法に基づく企業型又は個人型年金の加入者掛金、心身障がい者扶養共済制度の掛金などを支払った場合、支払った金額が控除されます。 あなたが支払った小規模企業共済等掛金の合計額を記入してください。													
⑮生命保険料控除		あなたや配偶者、その他の親族を受取人とする生命保険契約などに基づく保険料、介護医療保険料、個人年金保険契約などに基づく保険料を支払った場合に控除されます。 源泉徴収票に記載のある生命保険料及びそれ以外にあなたが支払った生命保険料を含めた総額を記入してください。													
⑯地震保険料控除		あなたや生計を一にする親族の有する居住用家屋や、生活用動産の地震保険料、火災・傷害などの長期損害保険料を支払った場合に控除されます。 あなたが支払った地震保険料、旧長期損害保険料をそれぞれ記入してください。													
⑰寡婦控除		あなたの合計所得金額が500万円以下で、次のいずれかに該当する場合に控除されます。 ㊦夫と離婚した方で、かつ、子以外の扶養親族を有する方 ㊧夫と死別した後、婚姻をしていない方 ※⑰ひとり親に該当する方は対象外です。 ※住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある方は対象外です。 ⑰の該当するものにチェック☑してください。													
⑱ひとり親控除		あなたの合計所得金額が500万円以下で、現在婚姻をしておらず、かつ、生計を一にする子（総所得金額等が48万円以下で他の納税者の扶養親族となっていない子）を有する場合に控除されます。 ※住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある方は対象外です。 ⑱にチェック☑してください。													
⑲勤労学生控除		あなたが学校教育法に規定する学校などの学生で、合計所得金額が75万円以下かつ給与所得などの勤労に基づく所得以外の所得金額が10万円以下の場合に控除されます。 ⑲にチェック☑し、所属学校名を記入してください。													
⑳障がい者控除		<table><tr><td colspan="2">特別障がい</td><td rowspan="2">㊦：障がい者手帳・療育手帳の交付を受けている方で、手帳の等級が【身体障がい1・2級、精神障がい1級、療育A・A】の方 ㊧：上記㊦と同等である旨の認定を受けている方</td></tr><tr><td colspan="2">控除額 30万円 (同居のとき) 53万円</td></tr><tr><td colspan="2">普通障がい</td><td rowspan="2">㊨：障がい者手帳・療育手帳の交付を受けている方で、手帳の等級が㊦以外の方 ㊩：上記㊨と同等である旨の認定を受けている方</td></tr><tr><td colspan="2">控除額 26万円</td></tr></table> ㉑に氏名、個人番号及び障がいの程度を記入してください。				特別障がい		㊦：障がい者手帳・療育手帳の交付を受けている方で、手帳の等級が【身体障がい1・2級、精神障がい1級、療育A・A】の方 ㊧：上記㊦と同等である旨の認定を受けている方	控除額 30万円 (同居のとき) 53万円		普通障がい		㊨：障がい者手帳・療育手帳の交付を受けている方で、手帳の等級が㊦以外の方 ㊩：上記㊨と同等である旨の認定を受けている方	控除額 26万円	
特別障がい		㊦：障がい者手帳・療育手帳の交付を受けている方で、手帳の等級が【身体障がい1・2級、精神障がい1級、療育A・A】の方 ㊧：上記㊦と同等である旨の認定を受けている方													
控除額 30万円 (同居のとき) 53万円															
普通障がい		㊨：障がい者手帳・療育手帳の交付を受けている方で、手帳の等級が㊦以外の方 ㊩：上記㊨と同等である旨の認定を受けている方													
控除額 26万円															
㉑配偶者控除		あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、合計所得金額が48万円以下の生計を一にする配偶者（事業専従者、内縁関係にある方は除く。）がいる場合に控除されます。 ㉑に氏名、個人番号、生年月日などを記入してください。 ※同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く。）に該当するときは、控除額は0円ですが、市民税・県民税の非課税限度額の判定や扶養障がい者の認定に必要なため、記入及びチェック☑してください。													
㉒配偶者特別控除		あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、合計所得金額が48万円を超え133万円以下の生計を一にする配偶者（事業専従者、内縁関係にある方は除く。）がいる場合に控除されます。 ㉒に氏名、個人番号、生年月日、配偶者の合計所得金額などを記入してください。給与所得の計算方法は9ページの給与所得の計算表を参照してください。													
㉓扶養控除		合計所得金額が48万円以下の生計を一にする親族（配偶者、事業専従者は除く。）がいる場合に控除されます。 ㉓に氏名、個人番号、生年月日などを記入してください。													
㉔16歳未満の扶養親族		合計所得金額が48万円以下の生計を一にする16歳未満の親族がいる場合、控除額は0円ですが、市民税・県民税の非課税限度額の判定や扶養障がい者の認定に必要なため、該当する場合は記入してください。 ㉔に氏名、個人番号、生年月日などを記入してください。													

<参考>

配偶関係		死別	離別	未婚
扶養親族	有	子	⑮	⑮
		子以外	⑮	⑮
	無	⑮	⑮	⑮

※合計所得金額500万円以下

②⑤基礎控除	あなたの合計所得金額が2, 500万円以下の場合に控除されます。																			
	控除額 P.5 参照	申告書への記入の必要はありません。																		
②⑦雑損控除	あなたや生計を一にする配偶者などの親族が、災害（震災・火災・落雷など）や盗難、横領により住宅や家財などに損害を受けた場合（日常生活に通常必要な資産の損害が対象）、次のいずれが多い方の額が控除されます。 ①（損失の金額－保険金等により補てんされる金額）－（総所得金額等×10％） ②災害関連支出の金額－5万円 ⑦に損害の原因や損害金額などを記入してください。																			
②⑧医療費控除	あなたや生計を一にする親族のために支払った医療費が一定の金額以上ある場合に控除されます。																			
		<table><tr><td></td><td>医療費控除</td><td>医療費控除の特例 （セルフメディケーション税制）</td></tr><tr><td>対 象</td><td>あなたや生計を一にする親族のために医療費を支払ったとき （インフルエンザなどの予防接種は対象外）</td><td>あなたが健康の維持増進及び疾病の予防への取組として「一定の取組注1」を行い、あなたや生計を一にする親族のために特定の医薬品注2の購入費を支払ったとき</td></tr><tr><td>控 除 計 算</td><td>{支払った医療費の総額－保険金などの補てん金額注3}－（10万円又は所得の合計額×5％のいずれか少ない方の金額） （控除限度額200万円）</td><td>{特定の医薬品の購入費の総額－保険金などの補てん金額}－12, 000円 （控除限度額88, 000円）</td></tr><tr><td>申告書記入方法</td><td colspan="2">②⑧に金額を記入し、該当欄にチェック☑してください。</td></tr><tr><td>添 付 書 類 （国税庁ホームページでも作成できます。）</td><td>(1) 医療費控除の明細書 (2) 注4に該当する費用を申告する場合は、その証明書</td><td>セルフメディケーション税制の明細書</td></tr><tr><td>共通の注意事項</td><td colspan="2">・医療費控除を受けるためには「医療費控除の明細書」又は「セルフメディケーション税制の明細書」の提出が必要です。領収書の添付、提示では認められません。 ・医療費控除と医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）のどちらか一方を選択してください。一度申告するとその年度での選択の変更はできません。 ・明細書の記入内容の確認のため、領収書（医療費通知に係るものを除く。）の提示又は提出を求める場合があります。申告期限などから5年間保存する必要があります。 ・各健康保険組合などが発行する「医療費のお知らせ」などの医療費通知の添付により、医療費の明細の記入を省略できます。詳細については「医療費控除の明細書」の裏面を参照してください。</td></tr></table>		医療費控除	医療費控除の特例 （セルフメディケーション税制）	対 象	あなたや生計を一にする親族のために医療費を支払ったとき （インフルエンザなどの予防接種は対象外）	あなたが健康の維持増進及び疾病の予防への取組として「一定の取組注1」を行い、あなたや生計を一にする親族のために特定の医薬品注2の購入費を支払ったとき	控 除 計 算	{支払った医療費の総額－保険金などの補てん金額注3}－（10万円又は所得の合計額×5％のいずれか少ない方の金額） （控除限度額200万円）	{特定の医薬品の購入費の総額－保険金などの補てん金額}－12, 000円 （控除限度額88, 000円）	申告書記入方法	②⑧に金額を記入し、該当欄にチェック☑してください。		添 付 書 類 （国税庁ホームページでも作成できます。）	(1) 医療費控除の明細書 (2) 注4に該当する費用を申告する場合は、その証明書	セルフメディケーション税制の明細書	共通の注意事項	・医療費控除を受けるためには「医療費控除の明細書」又は「セルフメディケーション税制の明細書」の提出が必要です。領収書の添付、提示では認められません。 ・医療費控除と医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）のどちらか一方を選択してください。一度申告するとその年度での選択の変更はできません。 ・明細書の記入内容の確認のため、領収書（医療費通知に係るものを除く。）の提示又は提出を求める場合があります。申告期限などから5年間保存する必要があります。 ・各健康保険組合などが発行する「医療費のお知らせ」などの医療費通知の添付により、医療費の明細の記入を省略できます。詳細については「医療費控除の明細書」の裏面を参照してください。	
		医療費控除	医療費控除の特例 （セルフメディケーション税制）																	
	対 象	あなたや生計を一にする親族のために医療費を支払ったとき （インフルエンザなどの予防接種は対象外）	あなたが健康の維持増進及び疾病の予防への取組として「一定の取組注1」を行い、あなたや生計を一にする親族のために特定の医薬品注2の購入費を支払ったとき																	
	控 除 計 算	{支払った医療費の総額－保険金などの補てん金額注3}－（10万円又は所得の合計額×5％のいずれか少ない方の金額） （控除限度額200万円）	{特定の医薬品の購入費の総額－保険金などの補てん金額}－12, 000円 （控除限度額88, 000円）																	
	申告書記入方法	②⑧に金額を記入し、該当欄にチェック☑してください。																		
	添 付 書 類 （国税庁ホームページでも作成できます。）	(1) 医療費控除の明細書 (2) 注4に該当する費用を申告する場合は、その証明書	セルフメディケーション税制の明細書																	
共通の注意事項	・医療費控除を受けるためには「医療費控除の明細書」又は「セルフメディケーション税制の明細書」の提出が必要です。領収書の添付、提示では認められません。 ・医療費控除と医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）のどちらか一方を選択してください。一度申告するとその年度での選択の変更はできません。 ・明細書の記入内容の確認のため、領収書（医療費通知に係るものを除く。）の提示又は提出を求める場合があります。申告期限などから5年間保存する必要があります。 ・各健康保険組合などが発行する「医療費のお知らせ」などの医療費通知の添付により、医療費の明細の記入を省略できます。詳細については「医療費控除の明細書」の裏面を参照してください。																			
注1	適用要件とされる「一定の取組」について、申告者が次の1から5までのいずれか1つを受けていることが要件となります。 1.予防接種 2.市区町村のがん検診 3.定期健康診断（事業主検診） 4.特定健康診査 5.健康診査																			
注2	特定の医薬品とは要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品です。対象医薬品には共通識別マークが表示されています。また、厚生労働省のホームページからも確認できます。																			
注3	保険などの補てん金は、その給付の目的となった医療費の金額を限度として差し引きます。																			
注4	寝たきりの方のおむつ代（「おむつ使用証明書」）、ストマ用装具の購入費用（「ストマ用装具使用証明書」）など。詳細は、「医療費控除の明細書」の裏面を参照してください。																			

配偶者控除・配偶者特別控除の控除額

	配偶者の合計所得金額 （配偶者の年齢）		あなたの合計所得金額			
			900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超
配偶者控除	48万円以下	70歳未満	33万円	22万円	11万円	同一生計配偶者 （控除対象配偶者を除く。）
		70歳以上	38万円	26万円	13万円	
配偶者 特別控除	48万円超100万円以下		33万円	22万円	11万円	該当なし
	100万円超105万円以下		31万円	21万円	11万円	
	105万円超110万円以下		26万円	18万円	9万円	
	110万円超115万円以下		21万円	14万円	7万円	
	115万円超120万円以下		16万円	11万円	6万円	
	120万円超125万円以下		11万円	8万円	4万円	
	125万円超130万円以下		6万円	4万円	2万円	
	130万円超133万円以下		3万円	2万円	1万円	

※合計所得金額48万円の方は、給与所得のみの場合、給与収入額は103万円です。

※合計所得金額133万円の方は、給与所得のみの場合、給与収入額は201万円です。

※申告者の合計所得金額が1,000万円を超える場合は同一生計配偶者欄にチェック☑してください。

※夫婦がお互いに配偶者特別控除を適用することはできません。

扶養控除の控除額

控除区分	控除額	対象者
老人扶養親族	38万円	70歳以上の方（昭和30年1月1日以前生）
同居老親等扶養親族	45万円	老人扶養親族のうち、あなた又は配偶者の直系尊属で同居している方
特定扶養親族	45万円	19歳～22歳の方（平成14年1月2日～平成18年1月1日生）
その他の扶養親族	33万円	16歳～18歳の方（平成18年1月2日～平成21年1月1日生） 23歳～69歳の方（昭和30年1月2日～平成14年1月1日生）

基礎控除の控除額

合計所得金額	控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超2,450万円以下	29万円
2,450万円超2,500万円以下	15万円
2,500万円超	0円

生命保険料控除の計算表

一般生命保険料・個人年金保険料・介護医療保険料の控除について、各保険料別に次の表のとおり計算します。

① 平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に基づく保険料（旧契約）

旧生命保険料（一般）		旧個人年金保険料	
支払保険料	控除額	支払保険料	控除額
～15,000円	支払保険料の全額	～15,000円	支払保険料の全額
15,001円～40,000円	支払保険料×1/2+7,500円	15,001円～40,000円	支払保険料×1/2+7,500円
40,001円～70,000円	支払保険料×1/4+17,500円	40,001円～70,000円	支払保険料×1/4+17,500円
70,001円～	35,000円	70,001円～	35,000円

控除の組合せは3通りあり、控除額の計算方法がそれぞれ異なりますが、有利となるものを選択できます。

- ①旧契約のみ適用
- ②新契約のみ適用
- ③旧契約と新契約の両方適用

② 平成24年1月1日以後に締結した保険契約等に基づく保険料（新契約）

新生命保険料（一般）		新個人年金保険料		介護医療保険料	
支払保険料	控除額	支払保険料	控除額	支払保険料	控除額
～12,000円	支払保険料の全額	～12,000円	支払保険料の全額	～12,000円	支払保険料の全額
12,001円～32,000円	支払保険料×1/2+6,000円	12,001円～32,000円	支払保険料×1/2+6,000円	12,001円～32,000円	支払保険料×1/2+6,000円
32,001円～56,000円	支払保険料×1/4+14,000円	32,001円～56,000円	支払保険料×1/4+14,000円	32,001円～56,000円	支払保険料×1/4+14,000円
56,001円～	28,000円	56,001円～	28,000円	56,001円～	28,000円

③ 新契約と旧契約の両方適用の場合

新・旧生命保険料（一般）		新・旧個人年金保険料		介護医療保険料	
控除額 （限度額）	A+C（最高28,000円）	F	B+D（最高28,000円）	G	E（最高28,000円）
	Aのみ（最高35,000円）		Bのみ（最高35,000円）		
	Cのみ（最高28,000円）		Dのみ（最高28,000円）		
	F+G+H（最高70,000円）				

地震保険料控除の計算表

地震保険料と旧長期損害保険料は次の表のとおり計算します（合計適用限度額25,000円）。

ひとつの契約で①旧長期損害保険料と②地震保険料の両方を支払っている場合は、別々に計算し、有利な方を選択できます。

① 旧長期損害保険料

支払保険料の金額	控除額
～5,000円	支払保険料の全額
5,001円～15,000円	支払保険料×1/2+2,500円
15,001円～	10,000円

② 地震保険料

支払保険料の金額	控除額
～50,000円	支払保険料×1/2
50,001円～	25,000円

※保険期間10年以上で満期払戻金があるものに限る。

申告書の書き方Ⅱ（裏面）

3 給与所得の内訳 (月給などの給与所得のある方: 源泉徴収)

月	日	給 勤 務 数	月 収
1		円 日	180,000 円
2			180,000
3			180,000
			180,000
			180,000
			180,000
7			180,000
8			180,000
9			180,000
10			180,000
11			180,000
12			180,000
賞 与 等			円
合 計			2,160,000 円
勤務先所在地			〇〇市〇〇1丁目〇番〇号
勤 務 先 名			〇〇株式会社
電 話 番 号			048-〇〇〇-〇〇〇〇

源泉徴収票を提出する
場合は記入不要です。

4 営業所得・農業所得・不動産所得に関する事項

所得の 種類	支払者の名称・所在地	収 入 金 額	必 要 経 費	青色申告特別控除額	所 得 金 額
		200,000 円	円	100,000 円	100,000 円

必要経費がある場合は、収支内訳書も併せて提出してください。

5 配当所得（総合課税）に関する事項

配当所得 の種類	支払者の名称・所在地	支払確定年月	収 入 金 額	必 要 経 費	所 得 金 額
		.	円	円	円
		.			
国外株式等に係る外国所得税額					円

6 利子所得に関する事項

支 払 者	収 入 金 額
	円

7 雑所得（公的年金等）に関する事項

支 払 者	収 入 金 額
	円

源泉徴収票を提出する場合は記入不要です。

8 雑所得（公的年金等以外）に関する事項

区分	種目	支払者の名称・所在地	収 入 金 額	必 要 経 費	所 得 金 額 (収入金額-必要経費)
業務 その他	雑	シルバー人材センター	200,000 円	0 円	200,000 円
業務 その他	報酬	〇〇株式会社	200,000	0	200,000

9 総合譲渡所得・一時所得の所得金額に関する事項

	収 入 金 額	必 要 経 費	差 引 金 額 (収入金額-必要経費)	特 別 控 除 額	所 得 金 額 (差引金額-特別控除額)
総合譲渡	短 期	円	円	円 短28 長29	円 18 イ
	長 期				円 19 ロ
一 時				円 22	円 21 ハ
				二 合計イ+[(ロ+ハ)×1/2]	

10 事業専従者に関する事項

氏名	続柄	生年月日	明・大・昭 平・令	従事月数
1 氏名				
2 氏名				
3 氏名				
所得税における青色申告の承認の有無				
あり・なし				
合計額 150 円				

11 事業税に関する事項

非課税所得など	所得金額	円
損益適算の特例適用前 の不動産所得		円
事業用資産の 譲渡損失など	資産の種類	円
前年中の開廃業	開始・廃止	月 日

12 別居の扶養親族等に関する事項（表面②③～④で別居にチェックを入れた場合のみ記入してください。）

氏 名	住 所	下記の欄は、扶養親族等が国外居住の場合に記入してください。（要添付書類 申告の手引18ページ参照）
1 新座 一郎	東京都〇〇区〇〇1丁目〇番〇号	□30歳未満 □70歳以上 □30歳以上70歳未満（□留学 □障がい者 □38万円以上の支払）●
2		上 □30歳以上70歳未満（□留学 □障がい者 □38万円以上の支払）●
3		上 □30歳以上70歳未満（□留学 □障がい者 □38万円以上の支払）●

13 寄附金に関する事項 ●

都道府県、市町村分（特例控除対象）	271	20,000 円
住所地の共同募金会・日赤支部分、 都道府県、市区町村分（特例控除対象以外）	272	
条例指定分 都道府県	273	
市区町村	274	

※市民税・県民税申告書を提出する場合は、「ふるさと納税」についてワンストップ特例
制度を申請した寄附金額についても、「都道府県・市区町村分（特例控除対象）」欄に
記入してください。

14 所得金額調整控除に関する事項

氏 名	続柄	生年月日	明・大・昭 平・令	特別障がい者に該当する場合	級・度
個人番号					
別居の場合の住所					

申告書の書き方Ⅲ—収入がなかった方—（裏面）

15 前年中（令和6年中）に収入がなかった方の記載欄（該当するものに☑）

① ☒ 次の方から扶養・仕送りを受けていた。
氏名 野火止 二郎 続柄 (父) 住所 埼玉県〇〇市本町1-1-1

② ☐ 学生であった。(令和6年12月31日現在)
学校名

③ 次の給付を受けていた。
☐ 非課税の所得があった。(遺族年金・障がい年金・雇用(失業)保険
☐ 生活保護法による生活扶助(令和7年1月1日現在受給中/

④ ☐ 預貯金等で生活していた。

⑤ ☐ 海外に居住していた。(海外勤務証明書、ビザのコピーなどを添付してください。)

⑥ ☐ その他(生活状況を記入してください。)

〈令和6年中に課税対象となる収入がなかった方〉
必要事項を記入の上、申告書の表面に住所・氏名・生年月
日等を記入し、申告書を提出してください。

3～9 収入・所得に関する事項（裏面）

所得区分	内 容	記 入 項 目 な ど
3 給 与 所 得	給与・賞与・賃金など	源泉徴収票を添付又は提示する場合、申告書の記入を省略できます。源泉徴収票を提出しない場合は、「3 給与所得の内訳」に記入してください。
4 営 業 所 得	製造・小売、サービス業など	「4 営業所得・農業所得・不動産所得に関する事項」に記入してください。 ※家内労働者などの事業所得について、最高55万円まで必要経費の額とすることができる特例があります。
4 農 業 所 得	米、野菜、果樹の生産、畜産など	
4 不 動 産 所 得	地代、家賃など	
5 配 当 所 得 （総合課税）	株式の配当、余剰金の分配、投資信託（公社債投資信託を除く。）の収益の分配など	非上場株式の配当などについては、市民税・県民税が特別徴収されていないため、市民税・県民税の総合課税の申告を必ず行ってください。「5 配当所得（総合課税）に関する事項」に記入してください。 ※配当所得の種類により配当控除額が異なりますので、該当する配当所得の種類を必ず記入してください。 （例）内国法人の非上場株式配当、証券投資信託及び外貨建証券投資信託など ※上場株式の配当などを申告する場合は、所得税の確定申告を行ってください（令和6年度（令和5年分）から所得税と住民税の課税方式の選択ができなくなりました。）。 ※配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除（配当等受取時の市民税・県民税特別徴収済額）を受けようとする場合は、所得税の確定申告にて対象の所得を申告するとともに、確定申告書第二表の「住民税・事業税に関する事項」の内「配当割額控除額」及び「株式等譲渡所得割額控除額」の欄に特別徴収された市民税・県民税額を記載してください。
6 利 子 所 得	公社債、預貯金等の利子	「6 利子所得に関する事項」に記入してください。 ※源泉分離課税されるものを除きます。
7 雑 所 得 （公的年金等）	国民年金、厚生年金、各種共済年金など	源泉徴収票を添付又は提示する場合、申告書の記入を省略できます。源泉徴収票を提出しない場合は、「7 雑所得（公的年金等）に関する事項」に記入してください。 ※遺族年金・障がい年金などは非課税です。記入する必要はありません。
8 雑 所 得 （公的年金等以外）	生命保険の年金（個人年金）、原稿料、講演料など	「8 雑所得（公的年金等以外）に関する事項」に記入してください。 ※区分の選択について、以下を参照し、該当する区分に○を付けてください。 業務 ：原稿料、講演料、ネットオークションなどを利用した個人取引、食料品の配達などの副収入による所得 その他 ：生命保険の年金（個人年金保険）、互助年金などの所得 ※業務のうち、シルバー人材センターからの配分金や内職などの業種に係る雑所得について、最高55万円まで必要経費の額とすることができる特例があります。
9 総合譲渡所得 注6	車両、機械、船舶など、土地建物以外の資産の譲渡	「9 総合譲渡所得・一時所得の所得金額に関する事項」に短期・長期を分けて記入してください。 ※短期：保有期間が5年以内、長期：保有期間が5年超の資産の譲渡 ※特別控除は収入金額から必要経費を差し引いた金額が50万円未満の場合、その金額が限度となります。また、短期と長期がある場合は短期から引きます。
9 一 時 所 得 注6	生命保険・損害保険の満期返戻金、懸賞の賞金など	「9 総合譲渡所得・一時所得の所得金額に関する事項」に記入してください。 ※特別控除は収入金額から収入を得るために支出した金額を差し引いた金額が50万円未満の場合、その金額が限度となります。

注6 短期譲渡所得の金額と（長期譲渡所得の金額＋一時所得の金額）×1/2の額を足した額が、課税対象の所得となります。

10 事業専従者に関する事項

事業主と生計を一にする親族（15歳未満や学生は除く。）で、令和6年中に6か月を超える期間、事業に専ら従事している場合、その事業に従事している親族（事業専従者）1人につき、次の金額のいずれか少ない方の金額を専従者控除として必要経費にすることができます。

- ① 500,000円（事業専従者が配偶者の場合は860,000円）
- ② （事業所得や不動産所得における専従者控除前の所得金額）÷（事業専従者数＋1）

1 1 事業税に関する事項

事業税は、事務所又は事業所が所在する都道府県により課税されます。詳細については県税事務所にお問い合わせください。

1 2 別居の扶養親族等に関する事項

別居している配偶者や親族を扶養とする場合、その方の氏名・住所を記入してください。国外居住の方は区分を選択してください。国外居住の場合、区分に応じた書類の提出又は提示が必要です。詳細は下表をご覧ください。

区分		書類	親族関係書類	送金関係書類	留学ビザ等書類	38万円送金書類
30歳未満・70歳以上			○	○	—	—
30歳以上 70歳未満	①留学		○	○	○	—
	②障がい者		○	○	—	—
	③ その年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者		○	—	—	○
	上記①～③以外の者	扶養控除の対象外				

1 3 寄附金に関する事項

特定の団体に対して寄附を行った場合、一定の計算により算出された金額が所得割額から税額控除されます。寄附した団体に該当する項目に支払金額を記入し、支払証明書（領収書）を添付してください。

※ふるさと納税のワンストップ特例制度を申請した方でも、市民税・県民税申告や確定申告を行う場合はワンストップ特例が無効になります。申告する際は、必ずふるさと納税に伴う寄附金控除を含めて申告してください。

都道府県・市区町村分 （特例控除対象）		- 都道府県又は市区町村に対する寄附金（ふるさと納税） ※災害等により被害を受けた都道府県や市区町村に対して支払った義援金も該当します（日本赤十字社・中央共同募金会を通じて支払ったものも含む。）。
住所地の共同募金会 日赤支部分 都道府県・市区町村分 （特例控除対象以外）		- 令和7年1月1日現在の住所地の都道府県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する寄附金 - ふるさと納税に係る総務大臣の指定がない地方公共団体への寄附
条例指定分	県	埼玉県の条例で指定した寄附金
	市	新座市の条例で指定した寄附金

1 4 所得金額調整控除に関する事項

給与等の収入金額が850万円を超え、かつ、以下の①から③までのいずれかに該当する場合、必要事項を記入してください。給与所得から所得金額調整控除額が控除されます。

- ① 本人が特別障がい者である。
- ② 年齢23歳未満の扶養親族を有する。
- ③ 特別障がい者である同一生計配偶者や扶養親族を有する。

※控除額については9ページ給与所得の計算表の※を参照してください。

※あなた以外の親族（配偶者など）に、給与収入が850万円を超える方がいる場合、それぞれが①から③までのいずれかに該当していれば、それぞれこの控除の適用を受けることができます。

1 5 前年中（令和6年中）に収入がなかった方の記載欄

令和6年中に課税対象となる収入がなかった方は、該当するものにチェック☑し、必要事項を記入してください。

所得計算表

給与所得の計算表

給与などが複数ある場合は、合計額で計算します。

給与等の収入金額 (A)	給与所得の金額	
550,999 円まで	0 円	
551,000 円から 1,618,999 円まで	(A) - 550,000 円	
1,619,000 円から 1,619,999 円まで	1,069,000 円	
1,620,000 円から 1,621,999 円まで	1,070,000 円	
1,622,000 円から 1,623,999 円まで	1,072,000 円	
1,624,000 円から 1,627,999 円まで	1,074,000 円	
1,628,000 円から 1,799,999 円まで	(A) ÷ 4 (千円未満切捨) : (B)	(B) × 2.4 + 100,000 円
1,800,000 円から 3,599,999 円まで		(B) × 2.8 - 80,000 円
3,600,000 円から 6,599,999 円まで		(B) × 3.2 - 440,000 円
6,600,000 円から 8,499,999 円まで	(A) × 0.9 - 1,100,000 円	
8,500,000 円以上※	(A) - 1,950,000 円	

※給与等の収入金額が850万円を超え、8ページ「15 所得金額調整控除に関する事項」の①から③までのいずれかに該当する場合、次の所得金額調整控除を給与所得の金額から差し引きます。なお、(A)が1,000万円を超える場合、計算上使用する(A)は1,000万円となります。

所得金額調整控除 = (A) - 850万円) × 0.1

公的年金等に係る雑所得の計算表

年金受給者の年齢	公的年金等の収入金額 (C)	公的年金等雑所得の金額		
		公的年金等雑所得を除く合計所得金額		
		1,000 万円以下	1,000 万円超、2,000 万円以下	2,000 万円超
65 歳未満	1,299,999 円まで	(C) - 600,000 円	(C) - 500,000 円	(C) - 400,000 円
	1,300,000 円から 4,099,999 円まで	(C) × 0.75 - 275,000 円	(C) × 0.75 - 175,000 円	(C) × 0.75 - 75,000 円
	4,100,000 円から 7,699,999 円まで	(C) × 0.85 - 685,000 円	(C) × 0.85 - 585,000 円	(C) × 0.85 - 485,000 円
	7,700,000 円から 9,999,999 円まで	(C) × 0.95 - 1,455,000 円	(C) × 0.95 - 1,355,000 円	(C) × 0.95 - 1,255,000 円
	10,000,000 円以上	(C) - 1,955,000 円	(C) - 1,855,000 円	(C) - 1,755,000 円
65 歳以上	3,299,999 円まで	(C) - 1,100,000 円	(C) - 1,000,000 円	(C) - 900,000 円
	3,300,000 円から 4,099,999 円まで	(C) × 0.75 - 275,000 円	(C) × 0.75 - 175,000 円	(C) × 0.75 - 75,000 円
	4,100,000 円から 7,699,999 円まで	(C) × 0.85 - 685,000 円	(C) × 0.85 - 585,000 円	(C) × 0.85 - 485,000 円
	7,700,000 円から 9,999,999 円まで	(C) × 0.95 - 1,455,000 円	(C) × 0.95 - 1,355,000 円	(C) × 0.95 - 1,255,000 円
	10,000,000 円以上	(C) - 1,955,000 円	(C) - 1,855,000 円	(C) - 1,755,000 円

※給与所得及び公的年金雑所得があり、その合計額が10万円を超える場合、所得金額の計算の際に、次の所得金額調整控除を給与所得の金額から差し引きます。

所得金額調整控除

= { 給与所得 (10万円を超える場合は10万円) + 公的年金等雑所得 (10万円を超える場合は10万円) } - 10万円

申告書に添付・提示する書類（チェックシート）

○申告書を提出するときに、申告される方の本人確認書類として、以下の書類をその区分に応じて添付又は提示する必要があります。

	本人確認書類	チェック欄
マイナンバーカードをお持ちの方	マイナンバーカード（個人番号カード） ※写しを添付する場合には、表面及び裏面の写しが必要です。	☐
マイナンバーカードをお持ちでない方	①番号確認書類及び②身元確認書類 ① 番号確認書類 〈ご本人のマイナンバーを確認できる書類〉 ●通知カード（※1） ●住民票の写し又は住民票記載事項証明書 （マイナンバーの記載があるものに限る。） などのうち、いずれか1つ + ② 身元確認書類 〈記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類〉 ●運転免許証 ●公的医療保険の被保険者証又は資格確認書（※2） ●パスポート ●身体障がい者手帳 ●在留カード などのうち、いずれか1つ	☐

※1 現在の氏名、住所などが記載されている場合に限りです。

※2 公的医療保険の被保険者証又は資格確認書の写しを添付する場合、写しの保険者番号及び被保険者等記号・番号部分を復元できない程度に塗り潰してください。

○申告内容に応じて次の書類の添付又は提示が必要です。

	項目等	添付又は提示すべき書類	チェック欄
収入金額等で右の項目を申告する方	3 給与所得	源泉徴収票 ※台紙には貼らず、同封してください。	☐
	4 営業・農業・不動産所得	収支内訳書	☐
	5 配当所得	支払通知書、特定口座年間取引報告書など	☐
	6 利子所得	支払通知書	☐
	7 雑所得（公的年金等）	源泉徴収票	☐
	8 雑所得（公的年金等以外）	支払通知書、支払調書、収支内訳書（業務に係る所得があり前々年の年間売上が1,000万円を超えていた場合）など	☐
	9 総合譲渡所得	支払証明書など	☐
	9-1 一時所得	満期受取通知書、支払明細書など	☐
所得から差し引かれる金額に関する事項等で右の項目を申告する方	⑬社会保険料控除	国民年金保険料及び国民年金基金の掛金について社会保険料控除を受ける場合は控除証明書など（※3）	☐
	⑭小規模企業共済等掛金控除	支払った掛金額の証明書（※3）	☐
	⑮生命保険料控除	支払額などの証明書（※3）	☐
	⑯地震保険料控除	支払額などの証明書（※3）	☐
	⑰勤労学生控除	学生証の写し又は在学証明書（※3）	☐
	⑳障がい者控除	障がい者手帳又は市区町村が交付する障がい者控除対象者認定書の写し（※3）	☐
	㉑配偶者（特別）控除 ㉒扶養控除	国外居住親族について控除の適用を受ける場合は区分に応じた書類（8ページ「12」を参照）（※3）	☐
	㉓雑損控除	災害等に関連してやむを得ない支出をした金額についての領収書	☐
	㉔医療費控除	医療費控除の明細書	☐
		医療費通知（医療費のお知らせ） ○医療費通知を添付し、明細の記載を省略する場合に限る。	☐
		各種証明書（おむつ使用証明書など）	☐
	㉕セルフメディケーション税制による医療費控除の特例	セルフメディケーション税制の明細書	☐
	13 寄附金控除	寄附した団体などから交付された「寄附金の受領書」又は特定事業者が発行する年間寄附額を記載した「寄附金控除に関する証明書」	☐

※3 源泉徴収票でこの控除を受けている場合は、添付又は提示は不要です。

納税通知書の送付時期

1 給与から差引き（特別徴収）の場合

5月中旬頃、勤務先を通じて、「給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定通知書」をお送りします。

2 自分で納付（普通徴収）の場合、公的年金からの差引き（年金特別徴収）の場合

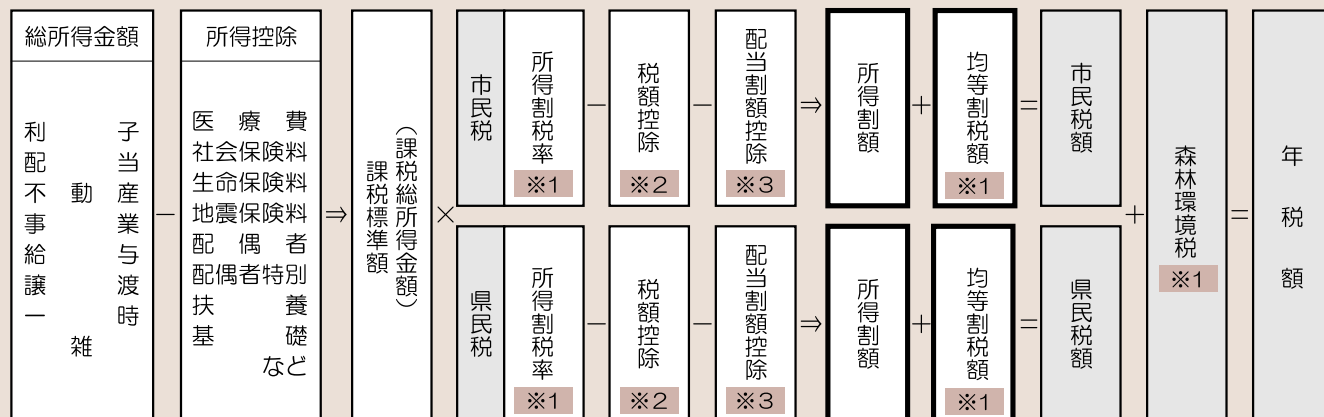
6月上旬頃、「市民税・県民税・森林環境税 税額決定・納税通知書」をお送りします。

普通徴収で非課税の場合、通知は送付されません。

※ 併用徴収

給与所得者で給与以外の所得があるときは、年間の税額を「特別徴収」と「普通徴収」の2通りの方法で納税していただく場合があります。

税金計算のあらまし（分離課税分を除く。）



※1 所得割税率及び均等割税額

	市民税	県民税	森林環境税
所得割税率 (総合課税分)	課税総所得金額の6%	課税総所得金額の4%	1,000円
均等割税額	3,000円	1,000円	

「森林環境税」は国税であり、主に森林整備やその促進に関する費用に使われます。令和6年度から、住民税の均等割が課税される方に対し市町村が住民税と併せて賦課徴収することが法令により定められています。

※2 税額控除

(1) 調整控除

平成19年度に所得税から市民税・県民税への税源移譲が行われたことに伴い、市民税・県民税の人的控除（扶養控除、基礎控除など）が所得税よりも低く設定されていることによる税負担増を調整するため、市民税・県民税所得割額から一定の額を控除するものです。

(2) 配当控除

株式の配当などの配当所得があるときは、一定の計算により算出された金額を税額から控除します。

(3) 住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）

住宅借入金等が一定の要件を満たす場合控除されます。

住宅ローン控除の適用を受ける最初の年度は、税務署への確定申告が必要です。2年目以降は年末調整で住宅ローン控除の申請ができます。市民税・県民税の申告で住宅ローン控除の申請はできません。

(4) 寄附金税額控除

特定の団体に対して寄附を行った場合、一定の計算により算出された金額が所得割額から税額控除されます。

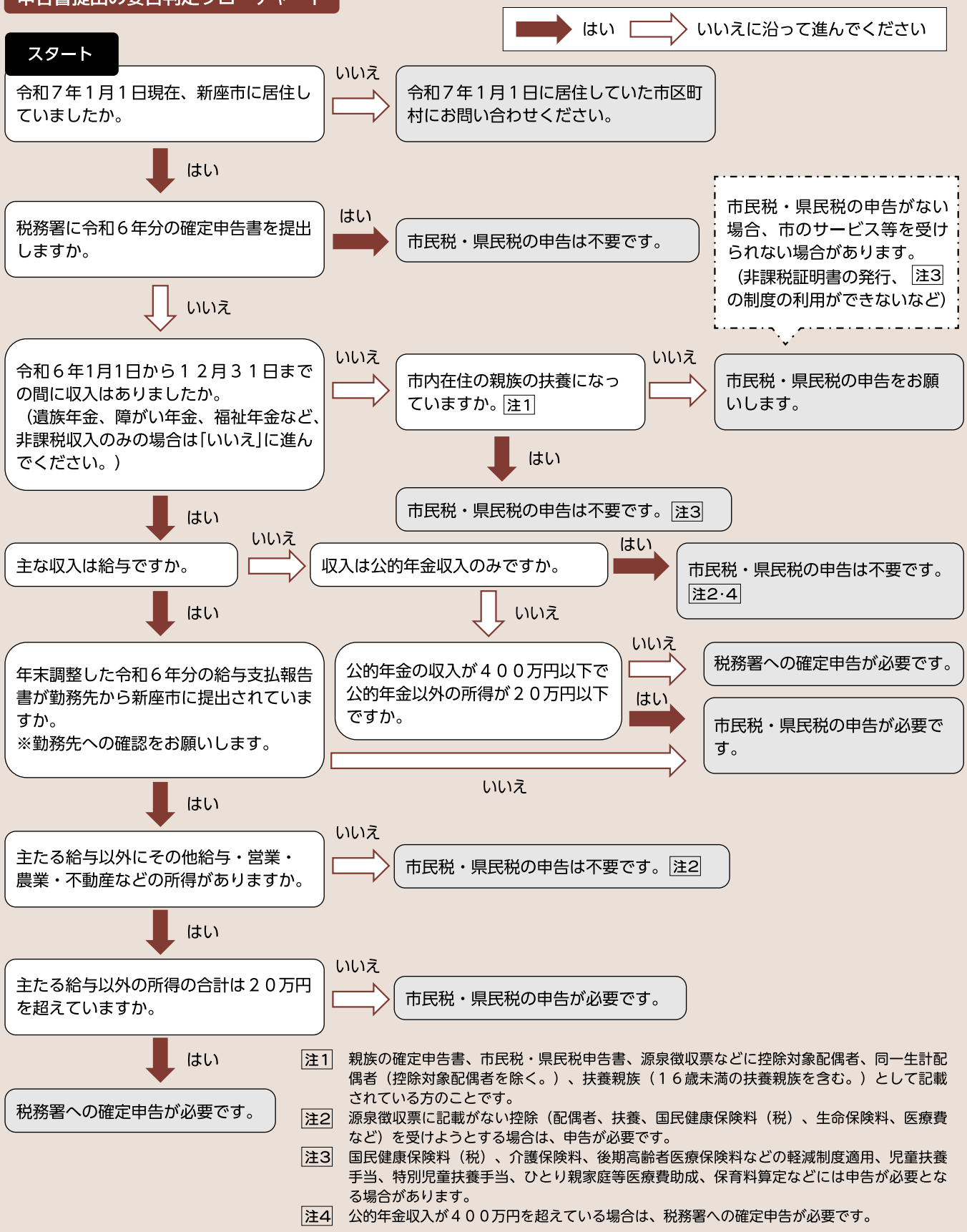
(5) 外国税額控除（税務署で所得税の確定申告をする必要があります。）

外国の源泉がある所得について、外国の法令により所得税や市民税・県民税に相当する税が課税されたときは、二重課税となるため調整を行います。

※3 配当割額控除

上場株式等の配当等については、その支払時に県民税配当割が特別徴収されます。この所得を総所得金額に含めて申告した場合には、二重に税を徴収しないようにするため、所得割額から配当割額控除額を控除します。

申告書提出の要否判定フローチャート



〈申告は郵送をお願いします〉

申告会場は大変混み合い、長時間お待ちいただく場合があります。できるだけ、郵送による手続きをお願いします。
郵送申告する方で受付書（申告書上部）の返送が必要な方は、宛名を記入し、110円切手を貼った返信用封筒をご準備いただき同封してください。